

民間資金等活用事業推進委員会 第23回計画部会 議事要旨

日時：令和2年5月11日（月）（書面開催）

【委員】

部会長	東京大学経済学部 教授	柳川 範之
部会長 代理	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授	山口 直也
委員	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部長 PPP/PFI 推進センター長	足立 慎一郎
同	三井住友海上火災保険株式会社 営業推進部 法人マーケット推進チーム長	飯島 康介
同	京都大学 防災研究所 巨大災害研究センター巨大災害過程研究領域 准教授	大西 正光
同	慶應義塾大学商学部 教授	加藤 一誠
同	弁護士	小林 努
同	三井不動産株式会社 ソリューションパートナー本部 公共法人室 室長	財間 俊治
同	株式会社日立製作所 研究開発グループ 技師長	鈴木 朋子
同	弁護士	高橋 玲路
同	東洋大学大学院経済研究科 教授	難波 悠
同	富山市 政策監	本田 信次
同	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューション本部ソリューションプロダクツ部部長	柳田 陽子

【議題】

1. PPP／PFI 推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）等について
2. 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

【資料】

- | | |
|--------|---|
| 資料 1-1 | PPP／PFI 推進アクションプラン（令和2年改定版）（案） |
| 資料 1-2 | PPP／PFI 推進アクションプラン（令和2年改定版）概要版 |
| 資料 1-3 | 第22回計画部会／各委員からのご意見への対応及びアクションプラン（令和2年改定版）（たたき台）修正点の概要 |
| 資料 1-4 | 第22回計画部会／各委員からのご意見及び対応（詳細版） |
| 資料 1-5 | PPP／PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況（令和2年3月末時点版） |
| 資料 2-1 | 運営権ガイドライン等の改正について（概要） |
| 資料 2-2 | 公共施設等運営権ガイドライン改正案 |
| 資料 2-3 | 契約に関するガイドライン改正案 |
| 資料 2-4 | 参照条文等 |
| 資料 3 | 今後のスケジュール |
| 参考資料 1 | 計画部会構成員名簿 |
| 参考資料 2 | 参考資料集 |
| 参考資料 3 | 令和2年度 PPP／PFI に関する支援対象の決定について |
| 参考資料 4 | 令和2年度 地域プラットフォーム協定制度の協定先（第2次）の決定について |

【議事概要】

民間資金等活用事業推進委員会 第23回計画部会を書面開催し、議題1の「PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）等について」及び議題2の「公共施設等運営権ガイドライン等の改正について」の各議題に関する審議を行った。なお、各委員の意見及び事務局回答は別紙の通り。

また、各委員からの意見を適切に反映することを前提に：

1. PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）
2. 公共施設等運営権ガイドライン改正案
3. 契約に関するガイドライン改正案

について、民間資金等活用事業推進委員会計画部会としてそれぞれ了承した。

以上

【議題1】アクションプラン（案）について

【別紙】

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答
2 PPP/PFI推進にあたっての考え方						
1	6	2.(2)④	事業類型ごと	山口委員	<p>「社会価値」の定義ないしは意味を追加。案文のように本文で簡潔に定義を記載してもいいし、脚注において具体例を挙げてより詳しく記述してもいいが、何らかの説明は必要と考える。</p> <p>【修文例】 「民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値（PFI事業として実施することによって社会的な課題が解決され、それによって生み出される価値）等への評価を踏まえて」</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下に修正する。</p> <p>民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値（※注釈）等への評価を踏まえて～ （※） インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足する中で、必要な人材を確保し効率的かつ良好な公共サービスの提供や、民間提案を通じた革新的サービスやSDG'sに掲げられる持続可能なまちづくりの実現等</p>
2	6	2.(2)④	事業類型ごと	大西委員	<p>VFM以外の評価を考慮することには賛同。一方、当該箇所の文章自体が分かりづらい。</p> <p>「サービス購入型PFI事業活用の検討に際しては、資金調達コストの差異のみで判断するのではなく」とあるが、もともと資金調達コストだけの差異のみで判断することはないように思われ、あるとすれば、VFMのガイドラインに記されているように、「ライフサイクルを通じた公的財政支出の差異のみで判断する」ということだろうと思う。</p> <p>一方で、追記された箇所は、「民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値等」とあるが、「民間事業者の創意工夫の活用等」というのは、PFIのそもそもの価値であり、記載の意図は分かるものの、付加的な意味があるように思えない。</p> <p>例えば、availability paymentの目的に対応する「インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足する中、必要な人材を確保し、効率的かつ良好な公共サービスを実現する」や「民間提案を通じた革新的サービス等」などが考えられるか。</p> <p>（以下は今回のアクションプラン修正ではなく、今後の展望として検討要望） 上記と関連し、PFI事業の選定において考慮すべき事項が、いわゆる客観的評価（つまり、ライフサイクルを通じた公的財政支出の差異）だけに留まらないのであれば、総合的に勘案すべき事として具体的にどのような要素を考慮すべきか、総合的に勘案する方法自体についても、VFMのガイドラインを改訂し明確にしていく必要があるように思う。</p>	
3	6	2.(2)④	事業類型ごと	吉田委員	<p>民間事業者の創意工夫により創出されるVFMの客観的な評価には、「支払」と「サービスの価値」の二つがありますが（VFMガイドライン等）、定量化されるのは「支払」のみというのが現状。</p> <p>修正された文言は、「支払」に対するVFM評価に加え、社会価値等も定量化して評価すべきということと理解するが、修正案において以下の違和感あり。</p> <p>【修文例】 「Value For Moneyの略。同一の公共サービス水準を前提に、公共施設等の管理者等が実施する場合における費用及び収入と、民間事業者が実施する場合における費用及び収入を比較した結果の差額のことをいう。同一の公共サービス水準の比較を踏まえ、この額がプラスの場合には、PPP/PFI事業の実施が適切であるとされる。」</p> <p>①ここに示す社会価値について、現状は「支払」を基準としたVFM評価しか定量化はされておらず、恐らく「支払」以外の要素を評価すべきということであり、社会価値等にはサービス水準の向上も含まれるのではないかと推察。原案では社会価値等がどこまでを示すか不明瞭であり（資料01-4をみるとイメージはつかめるが）、VFMの注記を読んでもVFMの評価の一つである「サービスの価値」の向上が含まれるのかがわからない。</p> <p>②上記①の解釈で良いのであれば、ここでの注記内容は「支払」（＝同一の公共サービス水準を前提とした場合）に相当するものであり、その点を明記した方が良いと思う。なお、ここで示すVFMがサービスの価値も含めた内容であるならば、次に続く社会価値等と区別する意味でも、注記では二つの評価方法について丁寧な解説が必要と思う。</p> <p>注記の現記載にある「公共サービス水準の比較を踏まえ」は削除、この表現は曖昧であり、公共サービス水準の定量化による評価を含むような印象を与える恐れがある</p>	<p>頂いたご意見の通り修正する。</p>

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答
3 推進のための施策						
4	8	3. (1) ①	制度面の見直し	建設・製造・改修	吉田委員 表現上の修正 ① コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。おろず、ガイドラインにおいては	頂いたご意見の通り修正する。
5	9	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	柳田委員 CFを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についてもPPP/PFIの導入を進めるには、P6に記載の通り資金調達コストの差異のみで判断するのではなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案することが必要と思われる。その点を明記した方が良いのではないかと。	2. P6に記載されている考え方にに基づき、3. 以下の施策を推進するという整理になっており、繰り返しになることからP8へ改めて明記はしていないところ。
6	9	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	小林委員 (「モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定」と修正されていることを踏まえ) ここでいう「モデル事業の実施」が「財政的支援」に含まれる趣旨としては、モデル事業の実施に際して国から何らかの財政的支援が供与されることを前提としているという理解でよいか。 原案の「モデル事業の実施やガイドラインや事例集等の策定などの導入支援」という記載においては、「モデル事業の実施」はあくまでキャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野において先例となるような実績を作ることに主眼を置いており、必ずしもそのための財政的支援を主に意図した記載ではないようにも見受けられる。 そのため、原案の文言とは別途併記する形で、財政的支援について言及する方がわかりやすいようにも思われる。	ご理解の通り、モデル事業の実施に際して財政支援等を実施しております。例えば、国土交通省や文部科学省においてモデル事業への財政支援を実施している。
7	9	3. (1) ④	制度面の見直し	株式の流動化	山口委員 言い回しの修正 「～民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、～」	頂いたご意見の通り修正する。
8	9	3. (1) ④	制度面の見直し	株式の流動化	柳田委員 SPC株式の流動化は、民間事業者の早期資金回収⇒新規インフラ事業の取組促進につながるという意見は、指摘の通りと思うが、一方で、株主が変更となることで当該事業へのコミットメントが弱まる可能性も考えられる。PPP/PFI事業は長期にわたるインフラ事業であるため事業の安定性確保の観点から、資金面だけでなく事業遂行能力の観点からも（譲渡を許容する場合は）譲渡先・譲渡のタイミング等に留意した制度設計が重要かと思われる。 運営権ガイドラインでは、「譲渡先が公募時に設定された参加資格を満たす者であること」、「株式譲渡が事業実施の継続を阻害しないこと」の2つの条件を満たす場合はSPCの議決権株式の譲渡を承認するものとされていますが、かかるガイドラインがあっても現実的には譲渡が進まない要因を踏まえた、具体的対応策の記載を要望。 コンセッションの場合、コンセッション期間を長期（例：60年等）に設定することで、新たな事業者の事業途中での参入可能性（株式の流動化）を高めることができると考えられる。この場合、エクイティのみならずデットについての流動化も視野に入れて考えることで、より多くのマーケットプレーヤーの参入も検討できる可能性があると思われる。	頂いたご指摘はごもっともであり、ご意見を踏まえ、今後のガイドライン改正等を検討してまいりたいと思います。
9	9	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	柳田委員 「BOT方式の促進」のための税制特例措置の拡充が謳われているが、BOT促進にあたっては官民リスク分担についての留意が必要かと思われる。一例として、事業契約中途解除時に施設の原状回復を求められることがあるが、インフラであり地域公共サービスに必要にもかかわらず民間での費用負担で撤去することを求められたりするケースもある。 施設を民間が所有するとはいえ、インフラ事業である以上、官が本来負担するリスクを民間負担とする際は、その適正性・合理性について留意が必要かと思う。	「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」においてもリスクの分担等の基本的留意点や事業終了段階など各段階における留意事項を示しており、特にBOTの場合には官民において適切なリスク分担となるよう留意をして事業を実施していると認識しており、引き続きこうしたガイドラインの周知等を行ってまいりたい。
10	10	3. (2)	導入促進に向けた積極的支援		財間委員 P13 vi ①【具体的取組】の中では、優先的検討規定に関する記述は、「策定」支援の段階から「策定・運用」支援の段階に入った内容になっていると読み取れるため、表現を修正。 「また、公共施設等の整備等を行う際にPPP/PFI手法を優先的に検討することを定める優先的検討規程の策定・運用の支援を行うを促す。」	頂いたご意見の通り修正する。

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答
11	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進	財間委員	<p>[また、発注時において地域経済社会の活性化に資するような提案等に対して十分な評価を行うなど、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等を図るよう留意が必要である。]</p> <p>【具体的取組】にも、関連する記載を加えた方がいいのではないか。</p> <p>3. (4)の【具体的取組】①が、「～近年の民間提案の活用実態・課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等）に対応した改定を行い、～」となり、下線部の加筆された文章が(3)の末尾の文章を受けたかのような記載になっている。</p> <p>資料1-2の概要にも「地域経済活性化に資する提案への評価等」と書かれているため、具体的取組においても記載した方がいいのではないか。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下の通り修正および取組を追記する。なお、3. (4)①で記載しているインセンティブの付与については、地域経済活性化に資する提案のみならず、民間提案を促進するためのインセンティブを検討するものですが、マニュアルの改定等に当たっては本内容も踏まえた上で検討をおこなってまいります。</p> <p>【方針】 また、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等に資するPPP/PFI事業が実施されるよう発注方法の工夫が必要である。</p> <p>【具体的取組】 ⑦発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な評価が行われるよう、必要な措置を検討する（令和2年度から）〈内閣府〉</p>
12	17	3. (4)	民間提案の積極的活用	吉田委員	<p>地域プラットフォームが民間提案を引き出す場として活用される場合、自治体からの個別案件の情報発信が重要になるため、案文のように追記してはかがか。</p> <p>（修正案）「～地域プラットフォームにおいて具体の案件の情報発信及び官民対話を行う場～」</p> <p>（現記載）「また、地域プラットフォームにおいて具体の案件を想定した官民対話を行うなど民間提案を引き出す場として活用する。」</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、以下の通り修正する。</p> <p>また、地域プラットフォームにおいて具体の案件の情報を提示して官民対話を行うなど民間提案を引き出す場として活用する。</p>
13	19	3. (6) ③	PFI機構の活用	柳田委員	<p>「地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。」とあるが、地域金融機関へのノウハウ移転は機構の尽力および機能活用により相当程度進んできたと思われる。むしろ、地方公共団体及びそのアドバイザーであるコンサルタントへのファイナンス面でのノウハウ移転をより進めていく必要があるのではないかと思う。例えば、LIBOR問題等金融機関を取り巻く新たな問題への対応等に機構のコンサルティング機能を活用していくことも一案。</p>	<p>PFI推進機構は、地域金融機関からの出向者の受入や地方案件における協調融資等を通して地域金融機関へのノウハウ移転を進めてきた他、地域プラットフォーム等を活用して、地方公共団体の職員や民間事業者向けのセミナーについても積極的に行っているところ。今後についても、地方公共団体及び民間事業者に対して、ファイナンスをはじめとしたPFI事業の推進のために必要となるノウハウの移転を、更に進めていく必要があると考えている。</p>
14	19	3. (6) ④	PFI機構の活用	柳田委員	<p>公的な資産を投資対象（又は融資対象）としてのインフラファンドの組成は未だ進んでいないと理解。シニアデットでは投資家の要求するリターンが確保できない、サービス購入型PFIの出資では仮にSPC株式の流動化が出来たとしても金額小或いは株式としてのリターンが低いということが要因であると思われる。この点機構が保有するSPC株式の流動化、メザニンローンの流動化の検討余地があるのであれば、機構自体が主体的にインフラファンド組成を検討することも投資家の要求するリターン次第では可能かもしれないと考える。</p> <p>一方で、民間事業者や国及び地方公共団体、金融機関にとっては機構の関与自体に期待するものもあるのではないかとわれ、その点は十分考慮する必要があると思う。</p>	<p>また、PFI分野におけるインフラファンドの組成に関しては、投融資対象となる案件数が少なく、また投資家の求める採算性を確保することが容易ではないことから、未だ十分に進んでいないものと認識している。このような中でも、PFI推進機構は、PFIをはじめとしたインフラ事業を投資対象として資本性資金を供給するファンドである丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合への出資等の取組を着実にっており、今後についても、PFI推進機構が保有するSPC株式等の流動化を含め、インフラファンド市場の育成に向けた有効な施策等につき、引き続き検討を進めてまいります。</p>
15	19	3. (6) ⑤	PFI機構の活用	柳田委員	<p>民間のインフラ投資市場および機構が有する出融資機能に代わる存在の民間投資は未だ行われていないことから、機構の今後の在り方について、設置期限の延長も含めた検討が必要であるとする。</p>	

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答	
16	21	3. (7) ②	その他	交通ターミナル事例	財間委員	<p>「企画提案→事業提案の公募→建設仕様の整理→実施方針策定」という流れは、多大な手間が掛かりそうだとの印象が強いため、「民間ヒアリングもしくは企画提案・事業提案の公募」といった表現にできないか。 （第22回計画部会における財間委員意見の再検討）</p> <p>委員意見対応にある、「実施方針策定公募については厳格な手続きを講じるもの」という回答は当然のことと理解。 一方で、PFI推進の支障となっている理由の一つに、「手続きが複雑、面倒である」などの理由も過去のアンケート等で挙げられている。アクションプランにおいての記述に「厳密な」手続きを踏まえた記載までは必要なく、推進を図る意味でも簡略化された表現が望ましいと考えるもの。</p> <p>また、「建設仕様等を整理した上で～実施方針を策定する」との表現は、従来の「仕様発注」を前提にした表現であり、「性能発注」が含まれていないかのごとく読み取れてしまう。 参考資料集の資料4「民間提案制度に関する調査・検討について」p.8にもあるように、「収益性が高く民間として工夫の余地が大きい施設については、自由度が高い方が民間事業者としては参加しやすく、提案も行いやすい」と報告されている。 当該箇所の表現を工夫できないか。</p>	<p>【国交省】</p> <p>PPP/PFIの導入に向けて民間ニーズ等を把握する方法は様々であるところ、現在検討を進めている品川駅西口基盤整備事業の例では、実施方針の策定に先立って企画提案の公募→事業提案の公募を行っていますが、他の交通ターミナルの整備について必ずしも同様の手続となるわけではありません。したがって、ご指摘の趣旨を踏まえ、文章を以下の形に修正し、記載を簡素化します。</p> <p>地域の活性化や災害にも強いバス交通確保の実現に向けて、官民連携での交通ターミナルの整備を促進するため、品川駅をはじめとする交通ターミナルについて、民間事業者からの企画提案や事業提案を踏まえ、PPP/PFI事業の実施方針を検討する。</p>

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答
4 集中取組方針						
17	23	4. (2) ②	重点分野	水道	山口委員 30件「促す」ことが目標なのか。地方公共団体において検討に着手することを30件目指すのであれば、「促す」という表現は不適切ではないか。	ご意見を踏まえ、以下に修正する。 …また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）を令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう、令和3年度末までに促す。
18	26	4. (2) ⑤ほか	重点分野	文教施設ほか	吉田委員 (今後の検討課題でかまわないが) 混合型コンセッションに関して、⑤文教施設、⑧MICE施設など、ハコモノ混合型コンセッションについては、適切なサービス購入料の水準や地域への説明責任等を鑑み、推進にあたっては民間の創意工夫によるサービス水準向上や地域経済効果の「見える化」の仕組み構築の検討が必要と考える。	頂いたご意見、関係省（文科省・国交省）へも共有の上、今後の検討課題として政策実施の参考とさせていただきます。 尚、MICE事業の普及に向けた経済波及効果等の見える化に向けては、観光庁で「MICE開催による経済波及効果測定のための簡易測定モデル（MICE簡易測定モデル）」の取組を実施しているほか、文教施設事業ではコンセッションで運営している施設における、利用状況等含めた事業報告を行っているところですが、引き続きハコモノ混合型コンセッションを含めたコンセッション普及に向け経済波及効果等の見える化に向けた仕組み構築を含め検討してまいりたいと思います。
19	28	4. (2) ⑦	重点分野	クルーズ船向け旅客ターミナル	柳田委員 クルーズ船向け旅客ターミナル施設については、コロナウイルスの影響から今後改めて検討とされているが、足元では事業開始済み又は公募中の空港コンセッション案件（21ページ）においても多大な影響を受けているという認識。よって、インバウンドや観光を成長のドライブとしている分野は、クルーズ船同様コロナウイルスの影響についても注視していく必要があると考える。 また、かかる影響が大きいかつ長期的である場合には、今後の案件におけるリスク分担の在り方やコンセッション価値の見直し自体も必要になるのではないかと考える。	頂いたご意見、関係省（国交省）へも共有の上、今後の検討課題として政策実施の参考とさせていただきます。 コロナウイルスの影響に関しましては、クルーズ船向け旅客ターミナル施設においては数値目標等のあり方を1年後とすることとしたほか、空港等についても影響の状況について注視してまいります。 尚、今回のガイドライン改正案の中で、著しい事業環境の変化などによる、事業期間中のリスク分担の協議事項について盛り込んでおります。
20	28	4. (2)⑧	重点分野	MICE施設	小林委員 脚注21の削除 28頁の脚注21は、今回の修正により4（2）⑧に追記された令和元年度までの実績について説明する内容のため、削除可能であるように思われる。（本文の記載と脚注の記載で表現が一貫しておらず、わかりにくい印象）。存置するとしても、現在の脚注の位置ではなく、本⑧の第1文の末尾に移動した方が良いと思われる。	各分野の実績進捗を脚注で表す平仄上、記載は残しとするが、ご意見を踏まえ、脚注位置を第1文末尾に移動する。

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所		委員名	委員意見等	事務局回答
その他						
21				小林 委員	修正の方針につき基本的に異存なし。	
22				足立 委員	<p>PFI 法施行 20 周年の節目を超え、今後の PPP/PFI 推進に際しては、ヒト・モノ・カネ等マイナス課題の深刻化の中で、コロナ禍からの回復に期待のかかるインバウンドや ICT 等のプラス面の環境をより活かす視点が大切。また、個々の自治体で取り組むには限界もある。</p> <p>かかる中、関係者の協働で地域の「経営・マネジメント」を進化させ、「面・複合・広域的」に推進する新たなステージへ踏み込む観点からの施策検討が重要と史料。想定分野は、従来の延長戦でいえば「上下水道分野での官民連携を通じた実質的広域化」「公有資産マネジメントを契機としたまちづくり再構築」「空港等ハードインフラと、DMO・データ基盤等ソフトインフラの一体運用による地域活性化」等。</p> <p>今後はこれらに加え、構造的な人手不足問題に直面する「地域の生産性向上」や、「地域のレジリエンス向上」等の観点からの PPP/PFI の有意な活用へ向けた施策検討等も重要と史料。</p> <p>また、足下のコロナ禍が一過性のものでなく、今後の社会・経済の構造面まで含めて様々な形で広く影響を与えるものであろうことを前提とすれば、これをふまえた今後の公共施設・インフラや公共サービスの新たな形での再構築へ向けて、PPP/PFI を新たな視点で活用していく観点からの施策検討が重要と史料。</p> <p>加えて、コロナ対応により、国・地域ともに公的財政状況が一段と悪化するであろうことをふまえれば、今後は、従来型分野も含め、財政負担の一層の軽減等の観点から、これまで以上により強力に PPP/PFI を適切な形で積極活用していくべきであり、かかる観点からの施策検討や、各地域へのアナウンス推進等も重要と史料。</p>	<p>頂いたご意見はご尤もであり、今後の検討課題として政策実施の参考とさせていただきます。コロナウイルスによる各公共事業への影響を注視し、その回復やより効率的な再構築に向けて、PPP/PFI の活用のあり方について引き続き検討してまいります。</p>
23	21	3. (7) ③	その他	財間 委員	<p>(第22回計画部会の財間委員意見として) そろそろ飽和に近いとも言われる道の駅を今回の改定で取り上げる意図について問い合わせ、国交省からは「道の駅については飽和しているとは考えておらず、現在、PFIを活用した道の駅の検討を行っている地方自治体もあると聞いており、事例の成果及び課題を整理することが重要と考えています。」と回答あった。</p> <p>飽和しているとは考えていないというのは、マクロ的にはもっともであり、今後も整備される道の駅は出てくると思う。ただ、個別案件あるいは地方(地域)単位では、徐々に収益性が厳しい立地での整備が増えてくる可能性が高いと思われる。</p> <p>また、すでに整備されている道の駅においても、当初想定した収益目標に届かない店舗もあると聞いている。本文にある「事例集」の作成に当たっては、「これまでに実施した事例の成果及び課題」の整理の中で、スキームや手続きの面にとどまらず、収益性の精査(マーケティング)について協調していただきたい。</p>	<p>道の駅は、設置者となる各市町村等が地域それぞれの整備の目的に照らして、公益的な機能を担う施設のみならず、収益性のある地域振興施設等も含めて、計画されているものと認識しており、PFIの活用如何にかかわらず、収益性の精査を行うことは重要であると考えています。</p>

【議案2】 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

■公共施設等運営権ガイドライン等の改正に関する委員意見及び回答

No	頁	委員名	委員意見等	事務局回答	
2-2 公共施設等運営権ガイドライン改正案					
24	4	3. 3-2 二段階審査 2 (2)	吉田委員	二段階審査を実施する場合、公平性・透明性の担保の観点から、審査の全体的な枠組みは第一段階で示すべきと考える。「各段階における審査主体・審査項目・審査基準・審査手順・審査方法を予め公表することが望ましい」の「予め公表」は、第一段階の募集の時点で、各段階における審査主体等の審査の全体的な枠組みを示すということによいか。	ご理解のとおりです。
25	4	3. 3-2 二段階審査 2 (3)	吉田委員	公平な審査を実施するためには、第一段階で設置する有識者等委員会と第二段階における審査委員会に連続性があることが望ましいと考える。この点については、ガイドラインで言及しないのか。	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、文意明確化のため以下のとおり修文いたします。</p> <p>(3) 第一段階において、参加資格審査に加えて、提案審査を行う場合であって、多様な分野の専門的な判断が求められ、定性的な評価でしか判断することができず、客観性を担保する必要があるときには、当該提案審査において第一段階から有識者等委員会を設けることも考えられる。なお、有識者等委員会を設けるにあたっては、有識者の適性、有識者と応募者との間の利害関係、管理者等と有識者との権限と責任の分担関係等について十分な検討を行い、民間事業者選定体制における公平性・透明性・競争性が担保されるように努めることが望ましい。また、有識者等委員会の構成員に、案件の特性や地域の実情に応じて、適切な人数の地域関係者を含めることを検討することも考えられる。</p>
26	4	3. 3-2 二段階審査 2 (3)	本田委員	<p>地域の実情や特性に精通した者を選定委員会の委員とすることは、地域住民の意見を施策に反映させる上では、大きなメリットになるが、地域関係者の意向を過度に重視するなど利害関係が生じる可能性があることや、専門的な知識のない者を委員にすることによる委員本人の負担増などのデメリットも多い。</p> <p>公共施設等の運営事業の事業者選定については、委員に実行責任が伴い、委員の判断が重要な役割を持つことから、責任の度合いが少ないオブザーバーとしての関与が有効であると考えられる。</p> <p>オブザーバーとしての関与の方法としては、選定委員会において、<u>地域の実情に精通した者の意見を聞きたい場合に、必要に応じてオブザーバーとして地域関係者を招致するなどの手法が考えられる。</u></p> <p>なお、地域関係者を構成員とし、事業者の選定を行う場合、どうしても、利害関係の観点から適当でない場合が生じることから、委員としての責任まで求めることは慎重にすべきであるとする。</p> <p>【修文案】</p> <p>「なお、有識者等委員会を設けるにあたっては、有識者の適正、有識者と応募者との間の利害関係や、管理者等と有識者との権限と責任の分担関係等について十分な検討を行い、民間事業者選定体制における公平性・透明性・競争性が担保されるよう努めることが望ましい。また、有識者等委員会の構成員に、案件の特性や地域の実情に応じて、適切な人数の地域関係者を含めることやオブザーバーとして参加することを検討することも考えられる。」</p> <p>参考：法で定められた事業者選定に必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI法：客観的な評価<評価の客観性を確保>（第8条）、（PFI事業実施プロセスに関するガイドライン）外部委員の専門分野は、PFI全般、建築分野、金融分野、法務分野等事業内容に合致する専門家から選定。《案》 <p>【対応案】 地元の代表者をオブザーバー（参考人）として参加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の事業者選定の際に委員会が招集する形で参考人として参加してもらう。審査項目に地域特性に関する項目を設け、評価点数に反映させる。委員は地元の意見や要望等について説明を受けたうえで、採点をする。 <p>⇒ 実質的に選定に地域関係者の意見が反映されたことになるとともに、PFIに求められる高い専門性や、客観性等が担保される。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修文いたします。なお、本案文は、「地域関係者を含めることを検討すること」を規定しているに過ぎず、含めることを求める趣旨ではございません。</p> <p>(3) (略) なお、有識者等委員会を設けるにあたっては、有識者の適性、有識者と応募者との間の利害関係や、管理者等と有識者との権限と責任の分担関係等について十分な検討を行い、民間事業者選定体制における公平性・透明性・競争性が担保されるよう努めることが望ましい。また、有識者等委員会の委員又はオブザーバー構成員に、案件の特性や地域の実情に応じて、適切な人数の地域関係者を含めることを検討することも考えられる。</p>

【議案2】 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

■公共施設等運営権ガイドライン等の改正に関する委員意見及び回答

No	頁	委員名	委員意見等	事務局回答
27	5	小林委員	追加された二段階審査における留意事項のうち3-2の2(4)において、「両段階での提案内容の連続性を確保するため、両段階における提案項目や提案書の様式に統一性を持たせる等の配慮をすることも考えられる。」と記載されているが、「両段階での提案内容の連続性を確保」のためには、両段階の提案項目・提案書の「様式」に統一性を持たせるのみならず、提案者に提案内容自体の連続性・一貫性に留意することを要件として課すことも考えられる。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、文意明確化のため以下のとおり修正いたします。なお、いただいた御意見の「提案者に提案内容自体の連続性・一貫性に留意することを要件として課すこと」は、案文上の「統一性を持たせる等」で読む整理をしております。 (4) 各段階における審査基準は募集要項等において明示することとする。その際、第一段階における提案項目や提案書の様式については、応募者の過度な負担にならないよう、特に、運営権対価の額を提案項目とすることの当否及びその評価については、慎重に検討することが望ましい。また、両段階での提案内容の連続性・一貫性を確保するため、両段階における提案項目や提案書の様式に統一性を持たせる等の配慮をすることも考えられる。
28	5	小林委員	二段階審査における留意事項のうち3-2の2(6)において、「応募者が希望する場合には、第一段階の審査通過者の決定後又は優先交渉権者の決定後に、選定手続の公平性・透明性・競争性に配慮しつつ、第一段階における提案内容に関する評価等を共有することを検討する。」とされているが、審査委員会が両段階の審査を担当していることが多いとの認識であるため、「第一段階の審査通過者の決定後」の段階で第一段階における提案内容に関する評価等を共有することは、第二段階の審査への参加者の提案内容に影響しかねず、選定手続の公平性等の観点から問題が多いようにも思われる。	「第一段階の審査通過者の決定後」に第一段階における提案内容に関する評価等を共有することは、第二段階審査でより有意義な提案を民間事業者から引き出す上でも有用な面があると考えております。一方で、御意見のとおり、第二段階の審査への参加者の提案内容に公平性等の観点から問題のある影響を及ぼしかねない面もあると考えておりますが、その旨に配慮する趣旨は案文上の「選定手続の公平性・透明性・競争性に配慮しつつ」で読む整理をしております。そのため、御意見については今後の運用の参考とさせていただいた上で、本案文は原案とさせていただきます。
29	6	小林委員	リスク分担に関して追加された4-1の2(9)において「事業期間中に当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、必要に応じて業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議を行うことが望ましい。」とされているが、今後の運営権実施契約において、「業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議」に係る条項を設けることを検討すべきこと、及び既存案件においてかかる協議条項がない場合でも、かかる協議に柔軟に対応すべきことに言及することが考えられる。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正いたします。なお、案文上協議条項を設けている場合に限定はしておらず、協議条項がない場合でも「必要に応じて…協議を行うことが望ましい」ものと整理しております。 (9) 想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等によって、事業期間中に当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、必要に応じて業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議を行うことが望ましい。その際には、入札手続きの公平性・透明性・競争性を害しないことに留意すること。 なお、実施契約の中に、業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議に係る条項を設けることも考えられる。
30	7	本田委員	上下水道事業等にかかる利用料金については、個人の家庭への影響にとどまらず、企業活動等の社会経済活動に及ぼす影響も大きいことや、利用金の改定（上限の改定）にあたっては、議会等の承認（住民の理解）が必要である。また、上下水道使用料金等は、一時的な物価変動だけをもって決められるものでなく、日常の維持管理費や将来の設備投資費用等を総合的に考慮して決定すべきものであると考える。こうしたことから、物価変動に伴う増加コストについては、受益者負担の考え方を原則としつつ、一定程度は官民双方でリスクを被る視点も必要である 【修文案】 「利用料金の改定の可否及びその内容については、できる限り事前に合意しておくことが望ましい。その際、事業の特性によっては、運営権者の効率化努力等の及ばない一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には、(6)及び(7)を踏まえつつ、適切な官民リスクに配慮しつつ利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくことに留意する。」	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 (5) 利用料金の改定の可否及びその内容については、できる限り事前に合意しておくことが望ましい。その際、事業の特性によっては、運営権者の効率化努力等の及ばない一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には、 適切な官民間のリスク分担について配慮した上で、 (6)及び(7)を踏まえつつ、利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくことに留意する

【議案2】 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

■公共施設等運営権ガイドライン等の改正に関する委員意見及び回答

No	頁	委員名	委員意見等	事務局回答
31	85 利用料金 5-1 2.(7)	財団 委員	変動指標の算出式における「a=固定費のコスト比率」における『固定費』は何を意味しているのか。 ①利用料金を構成するもののうち、物価変動にかかわらず『固定化』させてしまう部分を意味する ②一般的な用語での『固定費』を意味する。例えば、建物使用料(賃借料)や土地使用料(地代)など 固定費が上記②であるとした場合、変動指標の算出式は、物価変動の影響を受ける固定費については、その影響を反映しないということか。	算出式における「固定費」は、物価変動の影響を受けない費用を想定しており、ご意見の趣旨を踏まえ、文意明確化のため以下のとおり修文いたします。 (7) (略) ・改訂後利用料金=現行利用料金×変動指標 ・変動指標=a+b×(労務/労務´)+c×(動力/動力´)+d×(物価/物価´) ※ a=固定費(物価変動の影響を受けない費用)のコスト比率 b=労務費のコスト比率 労務=改定後の労務単価 c=動力費のコスト比率 動力=国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道) d=b~c以外の変動費のコスト比率 物価=国内企業物価指数(総平均) (a+b+c+d=1) ○○´は改訂前の数値(以下略)
2-3 契約に関するガイドライン改正案				
32	2-4-3 2.	小林 委員	今回の改正事項としては挙げられていないものの、2-4-3の2で引用されている「予決令第100条第1項第6号」は瑕疵担保責任について規定するものではなく、引用条文及び文言の調整が必要かと思われる。現行の「予決令」においては、「100条第1項第4号」が想定される条項に該当するだろうか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 2. 会計法令の規定 ・予決令上、 履行の追完、代金の減額及び契約の解除瑕疵担保責任 について、契約の性質又は目的に応じ、契約書に明記するものと規定されており(予決令第100条第1項第4-6号)、PFI事業契約において、選定事業の用に供する施設に関する 契約不適合責任瑕疵担保責任 について、必要に応じ規定される。
33	2-4-3 見出し・小見出し	小林 委員	今回改正される箇所以外でも、「瑕疵担保(責任)」という文言が使用されている箇所が散見される。特に2-4-3の見出し・小見出しや本文中で、建設工事に係る瑕疵担保責任という趣旨で「瑕疵担保(責任)」という文言がそのまま使用されているため、今回の改正と平仄を合わせると「契約不適合責任」等に修正した方が一貫していると考えられる。もっとも、今回の改正は、改正前の民法の条項を直接引用しているような条項以外には極力手を付けないということであれば、修正しなくても異存なし。	ご意見を踏まえ、改正前民法での「瑕疵担保(責任)」として想定されている箇所を「契約不適合責任」に修正いたします。なお、2-3-4の3.の1ポツ目1文目の「瑕疵担保責任」は引用している改正後民法637条において「担保責任」が使われている、また2文目の「瑕疵担保責任」は、当該箇所引用している住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条において同用語が使われていることを踏まえ、原案としています。
34	65-5 6.	小林 委員	5-5の6の改正に関して、引用された第3文において、「したがって、例えば、サービス対価請求債権の融資金融機関等への譲渡について、管理者等の承諾の時点以降に選定事業者の債務不履行が発生した場合、管理者等は、かかる選定事業者の債務不履行により発生した損害賠償債権と、サービス対価支払債務とを対当額で相殺することができないこととなる。」とされているが、改正民法469条2項により、①対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権又は②譲受人が取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権については、債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても譲受人に相殺で対抗できるとされていることに鑑みれば、この第3文はむしろ反対の内容とすべきように思われる。 【修文案】 「したがって、例えば、サービス対価請求債権の融資金融機関等への譲渡について、管理者等の承諾の時点以降に選定事業者の債務不履行が発生した場合であっても、管理者等は、かかる選定事業者の債務不履行により発生した損害賠償債権と、サービス対価支払債務とを対当額で相殺することができると思われる。」 なお、上記の修正を行った場合、引用されていないこの第3文に続く文章も同様に調整が必要と思われる。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修文いたします。 5-5 違約金 6. 管理者等の金銭債務と違約金との相殺決済 (略)したがって、例えば、サービス対価請求債権の融資金融機関等への譲渡について、管理者等の承諾の時点以降に選定事業者の債務不履行が発生した場合 であっても 、管理者等は、かかる選定事業者の債務不履行により発生した損害賠償債権と、サービス対価支払債務とを対当額で相殺することができる 場合があると考えられるないこととなる 。なおここで、サービス対価請求債権が融資金融機関等に対し担保に供されている場合にも、管理者等が相殺により損害の賠償を受けるために は 、サービス対価請求債権の譲渡担保等の後であっても、「サービス対価」の支払債務と選定事業者が負担する損害賠償債務を対当額につき相殺できるとし、その協議の手続きをあらかじめ決めておくことなど も が考えられる。

【議案2】 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

■公共施設等運営権ガイドライン等の改正に関する委員意見及び回答

No	頁	委員名	委員意見等	事務局回答
その他				
35		足立 委員	コロナ禍の影響により、経済が著しく停滞してしまっている目下の想定外の環境変化等をふまえた上で、コンセッション等を題材に、官民の適切な役割・リスク分担のあり方等について、今後へ向け適切な議論と検証等が重要となってくるものと思料。それらもふまえた上で、運営権ガイドライン等についてもより良いものに継続改定していくことが重要と思料。	いただいたご意見については、今後の施策実施の参考とさせていただきます。